

## 下請契約に関する特記仕様書 (市内企業活用促進について)

- 1 請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として市内企業を優先的に採用するよう努めるものとします。

なお、市内企業とは新潟市内もしくは合併対象市町村に本社・本店を置く建設事業者をいいます。

- 2 請負者は、本工事の契約額が1千万円以上(税込)となり、施工において市外業者と下請契約を行った場合は、その下請契約先を「市外企業下請報告書(下請契約時提出)」のエクセル表に記入し、その理由を契約課に提出してください。

なお、市外企業とは市内企業以外をいいます。

- 3 請負者は、本工事の契約額が1千万円以上(税込)となり、施工において市内企業、市外企業を問わず下請契約を行った場合は、工事竣工時に、下請契約先、金額等を「竣工時下請報告書」のエクセル表に記入し、契約課に提出してください。

- 4 提出は、市指定のエクセル表としますので、市契約課工事契約係のホームページからダウンロードして、新潟市契約課(keiyaku@city.niigata.lg.jp)あてに電子メールの添付ファイル(メール及びファイル名に「市外企業下請報告書」か「竣工時下請報告書」かの表題を記載してください)として送付するか、フロッピーディスク(「市外企業下請報告書」か「竣工時下請報告書」かの表題、「工事番号」、「工事名」、「業者名」を記載したラベルを貼ってください)を新潟市契約課に提出してください。

なお、インターネット端末を所有していない業者の方は、市契約課にフロッピー(フォーマット済で、データが空のものに限ります。)を持参いただければ、エクセル表をコピーしてお渡しします。